

青森県報

号外第九十三号

令和五年
十二月二十日
(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

○東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示(事務局)：一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第十号

青森県東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年十二月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行うマグロ、ブリ又はサメの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

一 制限海域

1 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた青森県東部海区管内の海域

点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

(基点第九号)

点イ 点アから正東の線と東経百四十一度三十五分の線との交点

点ウ 点エから正東の線と東経百四十一度四十分の線との交点

点エ 尻屋崎灯台中心点

2 1の点アから正東の線以南かつ東経百四十二度三十分の線以西の青森県東部海区管内の海域

二 制限期間

令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭